

北海道教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課

ICT活用「みんなで研修」プログラム⑤

情報モラル教育について

# 内容

- 1 情報モラルとは
- 2 情報モラル教育が求められる背景
- 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント
- 4 情報モラル教育の充実に向けた取組
- 5 情報モラル教育の充実に向けた参考資料

# 1 情報モラルとは

---

---

## ○情報モラルとは…

情報社会で適正な活動を行うための  
基になる考え方と態度

具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用すること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

## 2 情報モラル教育が求められる背景

---

---

## 2 情報モラル教育が求められる背景

### 子供たちをとりまく環境等の現状

#### ○2010年前後からスマートフォンやSNSが子供たちの間にも急速に普及

【高校生の97.5%、中学生の70.6%、小学生（満10歳以上）の45.9%がスマートフォンでネット利用(H30年度)】

(※H29年度は、高校生94.1%、中学生54.6%、小学生23.0%)

(内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

#### ○インターネット利用が長時間化

【高校生の82.6%、中学生の61.0%、小学生の39.4%がインターネットを1日（平日）に2時間以上利用(H30年度)】

(※H29年度は、高校生74.2%、中学生56.7%、小学生33.4%)

(内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

### 子供たちをとりまく環境等の現状

#### ○コミュニティサイト等でのトラブルや被害の増加

【SNSに起因する被害児童数は増加傾向。平成29年に1,813人で過去最多、平成30年は1,811人と横ばい。】

(警察庁「平成30年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」)

#### ○他者の個人情報への取扱いや不正請求等の危険への対処に課題 (平成25年度「情報活用能力調査(小・中学校)」)

#### ○GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用

【令和3年4月から、全国のほとんどの義務教育段階の学校において、新しい学びが本格的にスタート】



子どもたちに情報モラルを身に付けさせることが一層重要

# 3 新学習指導要領における 情報モラル関係のポイント

---

---

### 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

#### (新学習指導要領)

小学校：2020年度全面実施、中学校2021年度  
全面実施

高等学校：2022年度から年次進行で実施

## ○小・中・高等学校共通のポイント (総則)

- ・ **情報活用能力**（**情報モラルを含む**）  
を、言語能力と同様に「**学習の基盤**  
**となる資質・能力**」と位置付け

### 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

## 学習指導要領における情報モラルに関する内容（総則部分）

記載箇所	記載内容
総則 第1章総則 第2	2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 (1) 各学校においては、児童の発達段階を考慮し、 <u>言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等</u> の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

※中学校学習指導要領の記載内容は、小学校記載内容の「児童」が「生徒」となる。

※高等学校学習指導要領の記載内容は、小学校記載内容の「児童」が「生徒」となり、「各教科」の後に「・科目」が挿入される。

※特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部・高等部）においても同様に規定されている。

# 情報活用能力の育成

## 「情報活用能力」

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力

### A 情報活用の実践力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

### B 情報の科学的な理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

### C 情報社会に参画する態度

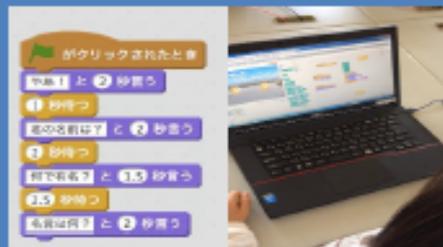
- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

## 【取組例】

- ICTの基本的な操作、情報の収集・整理・発信  
(文字入力、インターネット閲覧、情報手段の適切な活用等) 等



- プログラミング  
(コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みの理解) 等



Scratchを活用した指導例 (小学校)

- 情報モラル  
(情報発信による他人や社会への影響等)



3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

# 学習指導要領、学習指導要領解説における情報モラル教育に関する主な記述

○ 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)抜粋

第1章 総則 第2  
 2 (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

○ 小学校学習指導要領解説 総則編における「情報モラル」関係の記述概要

<b>情報モラルとは</b>	<b>情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度</b>			であり、
具体的には	他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと	犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること	コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること	などである。
このため、	情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動 ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動 健康を害するような行動について考えさせる学習活動			などを通じて、児童に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。
その際	情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。			
また、	情報技術やサービスの変化、児童のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。			
併せて	児童の発達の段階に応じて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。			
さらに	情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。			

※参考：令和元年12月 総務省 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース配布資料

### 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

## 学習指導要領、学習指導要領解説における情報モラル教育に関する主な記述

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）	
総則	<p>第1章 第2</p> <p>2(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、<u>情報活用能力(情報モラルを含む。)</u>、<u>問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u></p>
社会	<p>第2章 第2節【第5学年】</p> <p>3(4)ア アの(ア)の「放送・新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げること、その際、<u>情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。</u></p>
特別の教科 道徳	<p>第3章 第3</p> <p>2(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、<u>情報モラルに関する指導を充実すること。</u>また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</p>
総合的な 学習	<p>第5章 第3</p> <p>2(9) <u>情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u>第1章総則の第3の1の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。</p>

### 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

## 学習指導要領、学習指導要領解説における情報モラル教育に関する主な記述

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）	
総則	第1章 第2 2(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、 <u>情報活用能力(情報モラルを含む。)</u> 、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、 <u>教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u>
国語	第2章 第1節[第3学年] 2(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ <u>情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。</u>
社会	第2章 第2節 第3 2(2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、 <u>課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
数学	第2章 第3節 第2[第1学年] 2D(1)イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) <u>目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。</u>
音楽	第2章 第5節 第3 2(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 カ <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。</u>
技術・家庭 [技術分野]	第2章 第8節 第2 D(1)ア <u>情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。</u>
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6) <u>生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</u>
総合的な学習の時間	第4章 第3 2(3) 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、 <u>情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮すること。</u>

※参考：令和元年12月 総務省 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース配布資料

### 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

## 学習指導要領、学習指導要領解説における情報モラル教育に関する主な記述

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせるよう指導。

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）	
総則	第1章 第2款 2(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、 <u>情報活用能力(情報モラルを含む。)</u> 、 <u>問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u>
国語	第2章 第2款 第5 国語表現 2(1)イ <u>話し言葉と書き言葉の特徴や役割、表現の特色について理解を深め、伝え合う目的や場面、相手、手段に応じた適切な表現や言葉遣いを理解し、使い分けること。</u> A (1)ア <u>目的や場に応じて、実社会の問題や自分に関わる事柄の中から話題を決め、他者との多様な交流を想定しながら情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。</u>
地理歴史	第2章 第2節 第3款 2(4) <u>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること、その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
公民	第2章 第3節 第2款 第1 公共 3(3)カ(キ)アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、 <u>情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること、その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。</u> 第2章 第3節 第3款 2(4) <u>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること、その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。</u>
芸術	第2章 第7節 第2款 第10 書道Ⅰ（Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり） 3(11) <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</u>
情報	第2章 第10節 第2款 第1 情報Ⅰ 2(1)ア(イ) <u>情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。</u> イ(イ) <u>情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。</u> 第3款 2(1) <u>各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。</u>

※参考：令和元年12月 総務省 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース配布資料

### 3 新学習指導要領における情報モラル関係のポイント

#### ○学習指導要領に示されている情報モラル教育の学習活動例

<p>小学校 段階</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動</li><li>・ ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動</li><li>・ 情報には誤ったものや危険なものあることを考えさせる学習活動</li><li>・ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動</li></ul>
-------------------	---

※参考：令和2年8月「ICT活用授業指針」（北海道教育委員会）

※参考：平成29年12月「北海道における教育の情報化推進指針」（北海道教育委員会）

## ○学習指導要領に示されている情報モラル教育の学習活動例

中学校 段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動</li><li>・ 基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題について考えさせる学習活動</li><li>・ 知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動</li><li>・ トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動</li><li>・ 基礎的な情報セキュリティ対策について考えさせる学習活動</li><li>・ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動</li></ul>
-----------	---

※参考：令和2年8月「ICT活用授業指針」（北海道教育委員会）

※参考：平成29年12月「北海道における教育の情報化推進指針」（北海道教育委員会）

## ○学習指導要領に示されている情報モラル教育の学習活動例

<p>高等学校 段階</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動</li><li>・ ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動</li><li>・ 知的財産権などの情報に関する権利を理解し的な行動について考えさせる学習活動</li><li>・ トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動</li><li>・ 基礎的な情報セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動</li><li>・ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動</li></ul>
--------------------	--

※参考：令和2年8月「ICT活用授業指針」（北海道教育委員会）

※参考：平成29年12月「北海道における教育の情報化推進指針」（北海道教育委員会）

## 4 情報モラル教育の充実に向けた取組

---

---

## ○発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進

情報モラルは、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力と定義された情報活用能力に含まれており、教科等横断的な視点に立った情報モラルの育成が大切です。



### ○情報モラル教育の進め方

情報モラル教育は、学習指導要領の総則に示されているように、特定の教科等だけで進めるものではなく学校教育全体で行うものです。情報モラル教育の必要性、目標、内容を確認して、例えば、次の4つのステップで情報モラル教育を進めることが考えられます。

※参考：令和2年6月「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省）

※参考：平成23年3月情報モラル教育実践ガイダンス（国立教育政策研究所）

## ○情報モラル教育を進める4つのステップ

### STEP 1 子どもたちの実態の把握や整理

「教師の観察」や「アンケート結果」などから子どもたちの実態を把握しましょう。

### STEP 2 年間指導計画の作成

子どもたちの実態を踏まえて、「情報モラル指導モデルカリキュラム表」等を参考に年間指導計画の作成や見直しをしましょう。

※参考：令和2年6月「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省）

※参考：平成23年3月情報モラル教育実践ガイダンス（国立教育政策研究所）

# 4 情報モラル教育の充実に向けた取組

## 情報モラル指導モデルカリキュラム表

<大目標・中目標レベル>

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。  
各目標の詳細は、Webページをご覧ください。 <http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>

分類	L1: 小学校1～2年	L2: 小学校3～4年	L3: 小学校5～6年	L4: 中学校	L5: 高等学校
1. 情報社会の倫理	a1～3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4～5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考慮して行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	b1～3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4～5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
	b1-1: 人の作ったものを大切にすることを大切にする心をもつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切にすることを大切にする	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する	b5-1: 個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
2. 法の理解と遵守	c2～3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる			c4: 社会は互いにルール・法律を守ることでよって成り立っていることを知る	
	c2-1: 情報の発信や情報やり取りする際のルール・マナーを知り、守る			c3-1: 何だルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない
	c3-2: 「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する			c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する
3. 安全への知恵	d1～3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			d4～5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
	d1-1: 大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1: 危険に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける	d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する
	d1-2: 不適切な情報に出会わない環境で利用する	d2-2: 不適切な情報に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2: 不適切な情報であるものを認識し、対応できる	d4-2:トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2:トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
	e1～3: 情報を正しく安全に利用することに努める			e4～5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
	e1-1: 知らない人に、連絡先を教えない	e2-1: 個人情報は、他人にも教えない	e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知る	e4-1: 情報の信頼性を吟味できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
	e1-2: 知らない人に、連絡先を教えない	e2-2: 個人情報は、他人にも教えない	e3-2: 自他の個人情報、第三者にも教えない	e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
f1～3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる			f4～5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる		
f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を決め守る	f3-1: 健康を害するような行動を自制する	f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
f1-2: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-2: 健康のために利用時間を決め守る	f3-2: 人の安全を脅かす行為を行わない	f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
4. 情報セキュリティ	g2～3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る			g4～5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
	g2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる			g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	
	h3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる			h4～5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
h3-1: 情報の破壊や流出を守る方法を知る			h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる		
h3-1: 情報の破壊や流出を守る方法を知る			h5-1: 情報セキュリティに関して、事前対策・緊急対応・事後対策ができる		
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i2～3: 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ			i4～5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
	i2-1: 協力し合ってネットワークを使う			i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	
	i3-1: ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う			i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する	

※参考: 令和2年6月「教育の情報化に関する手引(追補版)」(文部科学省)

※参考: 平成23年3月情報モラル教育実践ガイドンス(国立教育政策研究所)

## ○情報モラル教育を進める4つのステップ

### STEP 3 指導方法の検討

「情報モラル教育指導例」等を参考に授業や集会等さまざまな場面での具体的な指導を検討しましょう。

### STEP 4 実際の指導と評価

実際に指導を行い、その結果を今後の指導に生かせるようにしていきましょう。

※参考：令和2年6月「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省）

※参考：平成23年3月情報モラル教育実践ガイダンス（国立教育政策研究所）

# 4 情報モラル教育の充実に向けた取組

## ○情報モラル教育指導例

### 情報モラル教育指導例

事例1 小 社会 単元名「情報産業とわたしたちの生活」5年

#### 実践のポイント

情報の送り手には受け手の影響を配慮する責任があることを考えさせる。

#### 授業のねらい

ニュース番組を流すまでに放送局の人々が様々な工夫や努力をしていることの意味について資料を活用して調べ、国民生活に大きな影響を与えるマスメディアには大きな責任があることを考えるようにする。

#### 情報モラル教育の視点

他人や社会への影響を考えて行動する。

#### 活用する教材

教科書、VT「ニュース番組ができるまで」、NHK作成のパンフレット、ニュースや天気予報の映像など

#### ■ 小単元の指導計画(全8時間) ■

放送番組表を使って、わたしたちは放送からどのような情報を得ているか調べる。[0]

#### 学習問題

情報はわたしたちの生活とどのようにかかわっているのだろう。

- 天気予報やニュース(VT)を視聴し、情報の内容とわたしたちが生活にどのように生かしているかを考える。[0]
- 放送局の人々のニュース番組を流すまでの工夫や努力を調べ、情報の送り手の責任を考える。[0][0][0]
- 番組の影響を受けて食品が不足した例や貴重なニュースの新聞記事をもとに自分たちの判断の大切さを考える。[0]
- 地上デジタル放送化やインターネット等と双方向化など、これからの放送の動きを知る。[0]
- 調べたことをもとに自分の考えをまとめて発表する。[0]

◆は情報モラル教育に関するもの

学習活動	指導のポイント
<p>○放送局(報道)で働く人々の工夫や努力を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニュースを「速く」「わかりやすく」「正確に」伝えるように努力していた。</li> <li>危険な場所に行ったり、24時間体制で働いたりしている。</li> </ul> <p>放送局(報道)ではなぜこんなに大変な努力をして「速く」「わかりやすく」「正確に」伝えるとしているのだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送局(報道)で働く人々の工夫や努力の3つのキーワードを整理する。</li> <li>写真などを示しながら、報道の大変さや思い起こさせて、学習問題につなげるようにする。</li> </ul>
<p>○学習問題の予想を考える。</p> <p>☆なぜ「速く」「わかりやすく」が必要なのかを考え発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ「速く」?</li> <li>事故の被害者家族や関係者の存在</li> <li>台風情報や感染症などの情報が遅れると</li> <li>なぜ「わかりやすく」?</li> <li>お年寄りや子どもなどの存在</li> <li>情報を送ることの目的は</li> </ul> <p>◆グループを作り、なぜ「正確に」が必要なのかについて話し合う。</p> <p>情報が人々に与える影響の大きさ</p> <p>送り手の責任は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教科書や資料などを活用して、お互いの予想や考えを確かめながら話し合うようにさせる。</li> <li>誤りが与えた影響</li> <li>人権などの権利を侵害する恐れ</li> </ul> <p>○確かめられたことを発表し合い学習をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放送局では、国民に与える影響の大きさを考えて、「速く」「わかりやすく」「正確に」と、送り出すニュースなどの情報に責任を持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆は教師がリードしながら発言を引き出すようにし、◆はグループでじっくり話し合っただけで考えさせるようにする。</li> <li>これまでに「情報の受け手」として学習してきた内容を想起させるようにする。</li> <li>「…でない」とだれがどのように困るか?と考え方を具体的に助言する。</li> <li>抽象的な言葉にとどめずに「たとえば」と具体例を挙げて考えさせるようにする。</li> <li>各自が根拠となる資料を示しながら話し合わせるようにする。</li> </ul>

\*情報の受け手としての正しい判断(判断力)が必要であることについては、第2時、第3時を中心に学習する。

事例2 小 道徳 主題名「みんなのためになるしごと」4-(2)2年

#### 実践のポイント

正しい情報の大切さを通して、みんなのためになる仕事について考えさせる。

#### 授業のねらい

働くことのよさを感じ、みんなのために働くとうとする心育てる。

#### 情報モラル教育の視点

生活の中でのルールやマナーを知る。

#### 活用する教材

資料「みんなの ニュース がかり」文部科学省 小学校 道徳 読物資料集より

◆は情報モラル教育に関するもの

学習活動	指導のポイント
<p>○みんなのためになる仕事はどんなものがあるか考え発表し合う。</p> <p>○資料「みんなの ニュース がかり」を眺んで、話し合う。</p> <p>(1)あわててニュースをはがしているけいすけは、どんな気持ちか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>せつなく、みんなを喜ばせようとおもったのに残念。</li> <li>みんなに悪いことをしたなあ。</li> </ul> <p>(2)教室でニュースをながめているけいすけは、どんな気持ちか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こんなニュースをながめなければよかった。</li> <li>がんばってがんばったのに、むだだった。</li> </ul> <p>(3)もう一度、ニュースを書いているけいすけはどんな気持ちか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早くさんが、よるこんでくれてよかった。</li> <li>もつとよくたしかめればよかった。</li> </ul> <p>(4)「みんなのニュースがかり」と言われたけいすけはどんな気持ちだったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みんながうれし、そうよかった。</li> <li>みんなのためにこれからはがんばろう。</li> </ul> <p>○自分自身を振り返って話し合う。</p> <p>(1)今までに、みんなのために働いたことはあるか。どんなことを考えて働いたか。</p> <p>○教師の話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の当番活動や係活動を振り返らせる。</li> <li>・みんなのためにしたことが、かえってみんなを不愉快にさせた主人公の気持ちを想像させる。</li> <li>◆誤った情報が与える周囲への影響について触れる。</li> <li>・自分のした仕事うまいくいかなかったときの主人公の気持ちを想像させる。</li> <li>・みんなのことを考えて、正確な情報を伝えようとする思いなどを想像させる。</li> <li>・みんなのためになる仕事をやりとげたときの主人公の思いを想像させる。</li> <li>◆正しい情報を伝えることの大切さについて触れるようにする。</li> <li>・ワークシートに書く活動を通して、今までの自分を振り返らせる。</li> <li>・教師が子どものころにみんなのためになる仕事をした経験を話す。</li> </ul>

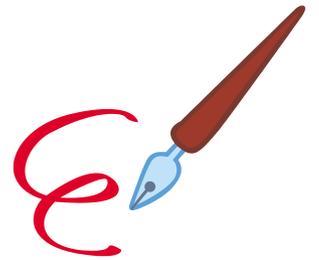
#### 備考

本資料は、個人の情報をよく確かめずにクラスのニュースとして書いてしまい、友達に責められた主人公のけいすけが、友達言葉にヒントに、もつとみんなに喜んでもらえるニュースをつくるという話である。けいすけの行動を通して、みんなに喜んでもらえる仕事のよさを感じることで、みんなのために働くことの意義をとらえさせたい。



## 整理しましょう

これまでの説明を踏まえ、皆さんの学校では情報モラル教育の充実に向けて、どのような取組が必要でしょうか。



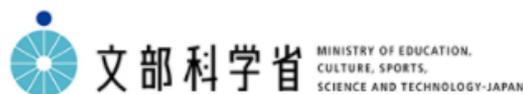
## 5 情報モラル教育の充実に向けた参考資料

---

---

## 5 情報モラル教育の充実に向けた参考資料

# ○文部科学省 児童生徒向け啓発資料



> サイトマップ

> English

文字サイズの変更

小

中

大

絞り

サイト

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 教育の情報化の推進 > 教育の情報化に関する取組 > 情報教育の推進 > 情報モラル教育の充実

### ● 教育の情報化の推進

#### 情報モラル教育の充実

##### 児童生徒向け啓発資料

###### <令和2年度作成>

小学校5年生～中学生向けセキュリティ啓発資料

- ▶ [「インターネットにつなぐとき 守ってほしい、大切なこと」](#) (PDF:2.33MB)

###### 情報モラル啓発リーフレット(令和3年2月配布)

- ▶ [「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2021年版\(小学校低学年用\)」](#) (PDF:3.96MB)
- ▶ [「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2021年版\(小学校高学年・中学生用\)」](#) (PDF:4.76MB)
- ▶ [「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2021年版\(高校生用\)」](#) (PDF:4.47MB)

児童生徒向けの情報モラルに係る啓発資料が掲載されています。

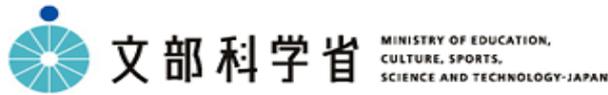
※参考：文部科学省ウェブページより ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm))





## 5 情報モラル教育の充実にに向けた参考資料

### ○文部科学省 情報モラルに関する指導の充実に資する<児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き>・<保護者向けの動画教材・スライド資料>等



会見・報道・お知らせ      政策・審議会      白書・統計・出版物      申請・手続き

[トップ](#) > [教育](#) > [小学校、中学校、高等学校](#) > [教育の情報化の推進](#) > [教育の情報化に関する取組](#) > [情報教育の推進](#) > [保護者向けの動画教材・スライド資料](#) 等

#### ●情報モラルに関する指導の充実に資する<児童生徒向けの動画教材・スライド資料> 等

情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～

- ▶ [動画教材 \(YouTube動画へリンク\)](#)
- ▶ [教材静止画](#)
- ▶ [概要資料 \(教師用\) \(PDF:532KB\)](#)
- ▶ [指導の手引き \(PDF:4548KB\)](#)
- ▶ [ワークシート \(PDF:374KB\)](#)

保護者のための情報モラル教室 話し合っていますか? 家庭のルール

- ▶ [動画教材 \(YouTube動画へリンク\)](#)
- ▶ [概要資料 \(PDF:2229KB\)](#)
- ▶ [スライド資料 \(PDF:4595KB\)](#)
- ▶ [パンフレット \(PDF:4056KB\)](#)

- ・ 動画教材 (YouTube)
- ・ 概要資料 (教師用)
- ・ 指導の手引き
- ・ ワークシート

数多くの動画教材（1分～10分程度）がありますので、ワークシートを活用しながら、動画を閲覧するなどの授業展開が考えられます。



## 5 情報モラル教育の充実に向けた参考資料

# ○情報化社会の新たな問題を考えるための教材

(参考) 平成26年・平成28年・平成31年・令和2年作成動画教材

平成 26年作成 8本	平成 28年作成 6本
平成 31年作成 2本	令和 2年作成 2本

小学1年～ 小学4年生	小学5年～ 中学1年生	中学2年～ 高校3年生
----------------	----------------	----------------

### ネットの使い過ぎ

過度なインターネットの利用(コンテンツ視聴やゲーム、SNS等)が生活習慣に支障を来すなど、日常生活に与える影響について考える。



### ネット被害

ネット詐欺・不正請求、コンピュータウイルスの感染など、インターネットの利用を通じて、児童生徒がこれまでにない被害に巻き込まれている。



### SNS等のトラブル

スマートフォンやSNS等の新たな情報通信技術の利用を通じたトラブルについて、相手とのやり取りの中で発生する問題について考える。



### 情報セキュリティ

IDとパスワードをはじめ、インターネット上で自身や他者の情報を守る時に必要となる情報セキュリティの問題について考える。



### 適切なコミュニケーション

相手や状況に応じて、コミュニケーション手段を適切に選ぶことや相手への思いやりが必要であることを理解し、よりよい関係のあり方を考える。



## ○文部科学省 GIGA StuDX Style

スタディーエックス スタイル

# StuDX Style

GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革していくカタチ

"すぐにでも" "どの教科でも"  
"誰でも"活かせる1人1台端末の活用シーン

慣れる  
つながる  
活用

各教科等  
での活用

STEAM教育等の  
教科等横断的な  
学習

教師と子供が  
つながる

子供同士が  
つながる

学校と家庭が  
つながる

職員同士で  
つながる

GIGAに慣れる (文房具や教具として使えるようにする)



# ○GIGAに慣れる

## GIGAに慣れる

### はじめてのパスワード指導

■校種・学年 : 小学校以上

■活用の概要

1人1台のICT端末とクラウドのIDを配布するタイミングで、パスワードに関する指導を行った。

パスワードとは何か、なぜ設定する必要があるのか、失くしたり忘れたりしたらどうなるのか…、などパスワードの概念を分かりやすくイメージできるように教師自作のプリントを用意し、児童生徒がパスワードの大切さについて考える時間を設定した。また、キーボード上の記号を分かりやすく指導するための支援プリントの準備を行った。

■準備するもの :

- ・ ICT端末
- ・ キーボードの写真
- ・ ワークシート「パスワードを考えよう」

## GIGAに慣れる

### 端末利用のルール決めと意識化

■校種・学年 : 小学校以上

■活用の概要 :

ICT端末を使うといういろいろなことができるため、校内で使うに当たりルールを決める必要が出てきた。教員が一方的にルールを決めるのではなく、児童生徒と一緒に考えながら、なぜルールが必要なのか、どのようなルールが必要なのかを中心に話し合いを行った。

学級で決まったルールは、教室内に掲示したり、デスクトップ画面に設定したりして、常に意識できるようにしている。

- ① ICT端末の利用ルールを学級で話し合って決める。
- ② ルールを掲示したり、デスクトップ画面に設定したりして意識化する。
- ③ ルールを守って、ICT端末を利用する。

■準備するもの :

- ・ 学級で話し合って決めたルール

パスワードに関する学び  
自分のパスワードを考える活動

ICT端末利用上の基本的なルール・  
基本的な情報セキュリティの理解

パスワードを考えよう

「アカウント」、「パスワード」を初めて指導する際に、「アカウント」は住所、「パスワード」は鍵という例えを使いながら説明した。パスワードを他人に教えることは、家の鍵を渡すことと同じだと指導した。

児童生徒が記号入力等をしやすくなるように、キーボード部分を写真に撮り、そこに直接書き込むようにして、記号等の説明を行った。児童生徒は手元でプリントを見ながら入力できるので、有効な支援となった。

「アカウント」、「パスワード」を初めて指導する際に、「アカウント」は住所、「パスワード」は鍵という例えを使いながら説明した。パスワードを他人に教えることは、家の鍵を渡すことと同じだと指導した。

児童生徒が記号入力等をしやすくなるように、キーボード部分を写真に撮り、そこに直接書き込むようにして、記号等の説明を行った。児童生徒は手元でプリントを見ながら入力できるので、有効な支援となった。

■アドバイザーからのコメント

発達段階に応じて、アカウントやパスワードを分かりやすく説明するための工夫が必要になってきます。学年を問わず、アカウントもパスワードも他人に教えてはならないこと、自分でしっかり管理する必要があることを指導していくことが必要です。

イラストや身近な例えを使うことで、児童生徒にとって理解しやすいものとなります。また、キーボード入力に慣れるまでは、視覚的な支援が有効です。

端末の利用ルールを  
クラスで話し合う

教室壁面やデスクトップに  
掲示して意識化

問題があればその程度  
話し合って決める

ICT端末の利用ルールを一方的に決めるのではなく、学級で話し合って決めた。

一人一人が常に意識できるように、ICT端末のデスクトップに利用ルールを教示させるようにした。

■アドバイザーからのコメント

ICT端末を正しく、安全に利用する際のルールが必要になってきます。そのために決めるのではなく、児童生徒と一緒にルールが必要なのかを考えさせる。また、ルールを意識できるように、ルールをいつも見えるようにしておくます。

「許可カード」

「係活動などで休み時間にも使いたい！」という意見から作成された「許可カード」



○ 本道における情報モラルに係る参考資料等

**生徒指導・学校安全**

**北海道教育委員会**  
**ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト**  
**北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動**

このサイトは、ネットトラブルへの対策・未然防止を目的とした情報サイトです。  
 北海道教育委員会の委託でビットクルー株式会社が運営しております。

ホーム Home    情報提供    相談窓口    リンク

【ネットトラブル未然防止】

北海道教育委員会では、児童・生徒が被害者や犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、未然防止、早期発見、早期対応を行う取組を進めています。

**ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務**  
 公立学校及び私立学校の児童生徒のネット上における不適切な投稿を検査・監視する取組です。

**北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動**  
 学校、教育委員会及び地域が一体となって、児童生徒のネット環境を見守る活動です。

**ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト**  
 ネットトラブルへの対策・未然防止を目的とした相談窓口です。

**ネット上の有害情報提供窓口**  
 皆様から、ネット上の児童生徒による不適切な書き込みや有害情報を提供いただく窓口です。

**啓発資料・指導資料**  
 教職員向け指導資料や保護者・地域住民向けリーフレットなど各種資料を作成しています。

**ネットトラブル未然防止のための各種事業**  
 ネットパトロール講習会や保護者・地域住民向け学習会などを実施しています。

教職員向け  
保護者向け資料

ネットトラブルに関する相談窓口

啓発資料  
指導資料



## ○ネットトラブル対応マニュアル（北海道教育委員会）

# ネットトラブル 対応マニュアル

平成 30 年 4 月  
北海道教育委員会

### 事例 ① 「ネットいじめ」

女子生徒（14）は、部活動の友達と SNS のグループをつくり、楽しく会話のやり取りをしていた。グループができて 2 週間後から、同じ SNS のグループのある生徒から悪口を言われるようになり、SNS 上で言い返したところ「キモイ」「うざい」と書かれるようになった。その後、自分の書き込みに、グループの友達からのリアクションがなくなり、学校ではクラスの友達からも無視されるようになった。

#### 1 発生時の対応ポイント

##### 状況の把握・初期対応

- ・管理職と生徒指導部、学年主任、担任などで、当該児童生徒から詳細を正確に聴き取るとともに、背景や経緯を調べるなどして問題の全体像を把握する。
- ・詳細を聴き取る際は、当該児童生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行うようにする。
- ・SNS 上への書き込みの内容を確認し、必ず書き込みの内容や、書き込みが表示されたページの URL など、書き込みに関する情報を保存しておく。
- ・管理職は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全児童生徒に対する指導の校内体制を確立する。

##### 書き込みへの対応

- ・書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、当該児童生徒の SNS 上から書き込みの削除を行う。

##### いじめを受けた児童生徒・保護者への対応

- ・迅速に保護者に連絡した後、家庭訪問し学校の対応方針などを伝え、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。
- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。

##### いじめた児童生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、いじめの事実やそれに基づく学校の対応方針などを伝える。その際は、担任だけでなく管理職を含めた複数の職員で対応する。
- ・いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、行為の重大さに気付けさせ、反省を促す。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。

#### 2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

##### 原因の究明・再発防止策の検討

- ・学校いじめ対策組織を設置し、教職員のいじめに対する共通認識を回り、緊密な情報交換により、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。
- ・いじめた児童生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた児童生徒のきめ細やかな観察を継続的に行う。

##### 全校児童生徒への指導

- ・児童会/生徒会活動や学級活動等を通じ、児童生徒自らが自主的にいじめの根絶に向けた取組を行うなど、再発の防止に努める。

##### 保護者に対する啓発

- ・保護者会を開催するなどして、「ネット上のいじめ」に対する学校の対応方針や家庭での留意点を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。



# ○啓発資料、指導資料（北海道教育委員会）

令和3年3月  
北海道教育委員会  
ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

教職員向け

## スマートフォン利用に関する 人それぞれの感じ方の違い

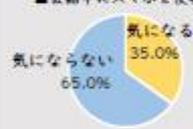
歩きスマホや盗撮行為など、明確に法律や条例で禁止されている行為がある一方で、「スマホを使うタイミング」や「返信のルール」など日常的な使い方には「これが正しい」というものがなく、人によって感じ方が違います。



### よくある感じ方の違い

あなたは相手が自分と話しているときにスマホを使っていたらどう感じますか？ スマホの使い方は人それぞれ異なると同時に、それに対して人がどう感じるかも異なります。「自分だったら気にならないと思っていた行為」が相手にとっては不快だということがあります。

【感じ方の違いが起りやすいスマホの利用方法】

<p>■会話中にスマホを使われる</p>  <p>気になる 35.0% 気にならない 65.0%</p>	<p>■写真を勝手にSNSに載せられる</p>  <p>気になる 46.6% 気にならない 53.4%</p>
---	--

アンケート対象：高校1年生の男子149名/女子133名

ある道内の高校の1年生を対象にしたアンケートでは、上のグラフのように「会話中にスマホを使われる」「写真を勝手にSNSに載せられる」という項目に対して、それぞれ「気にならない」と答えた人が多いものの、「気になる」という回答もあります。同世代の子どもたちであっても感じ方に違いがあることがわかります。

### 指導の要点

スマホの使い方について、人と話す機会はそれほど多くありません。感じ方の違いから対人トラブルに繋がることもあります。子どもたちが他人の感じ方を知るための機会を設けてあげることが大切です。人それぞれが違った感じ方をするということを子どもたち自身が想像できるようになることが、コミュニケーションを上手に行う上でのポイントになります。



ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト

※本資料は北海道教育委員会とビットグループ株式会社が令和3年3月に作成したものです。子どもたちのインターネット利用に関わる情報がありましたら、以下にご相談ください。  
 北海道教育委員会 ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト  
<https://webreport.pit-crew.co.jp/hokkaido/helpsite/>

北海道教育委員会  
令和3年3月

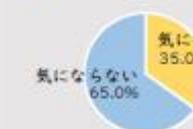
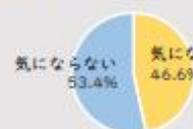
## スマホの使い方、友達と トラブルになることがあります！

あなたは友達と話している時にスマホを使うことがありますか？ スマホの使い方は人それぞれ違っていて、他人の使い方に対する感じ方も人それぞれ違います。



### ■相手はどう感じているのだろうか？

あなたが友達と話している時に、相手がスマホを使いながら話していたらどう感じますか？ 北海道内のある高校の1年生を対象にしたアンケートでは、以下の結果が出ました。

<p>■会話中にスマホを使われる</p>  <p>気になる 35.0% 気にならない 65.0%</p>	<p>■写真を勝手にSNSに載せられる</p>  <p>気になる 46.6% 気にならない 53.4%</p>
---	--

アンケート対象：高校1年生の男子149名/女子133名

「気にならない」という人が半数を超えていますが、「嫌だと感じる」という人もいます。もし、あなた自身が「気にならない」からといって、友達と話している時にスマホを使うと、相手は「嫌だと感じる」ことがあります。

また、写真を勝手にSNSに載せることは肖像権（許可なく写真を撮られたり、公開されたりしない権利）の侵害になることがあります。きちんと相手に許可を得てから行いましょう。

### トラブルにならないために

スマホはとても身近なツールです。自分では当たり前だと思っている使い方が友達に嫌な思いをさせているのではないかと、一度お互いの使い方について話し合ってみましょう。



※本資料は北海道教育委員会の委託を受けてビットグループ株式会社が令和3年3月に作成し

## 5 情報モラル教育の充実に向けた参考資料



ホーム 北海道教育委員会のご案内 学校教育・幼児教育 生涯学習・社会教育 文化・スポーツ 教職員関係 広報広聴・統計資料等

ホーム > 教育庁 > ICT教育推進局 ICT教育推進課 > ICT関連情報 (リンク集)

いいね! 0 ツイート

最終更新日: 2020年12月22日 (火)

ICT関連情報 (リンク集)

Information  
Communication  
Technology

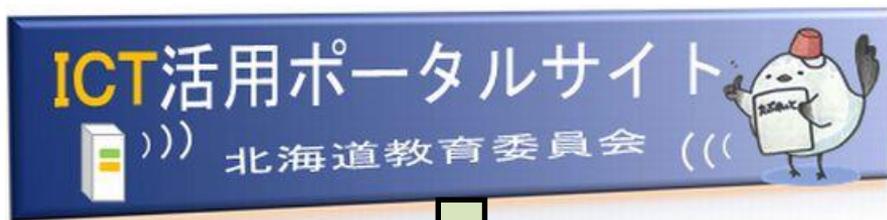
- <情報セキュリティ・情報モラル>
- [ネットトラブル未然防止](#) [北海道教育委員会]
  - [インターネットの安全・安心ハンドブックVer.4.10](#) [内閣サイバーセキュリティセンター]
  - [国民のための情報セキュリティサイト](#) [総務省]  
一般サイト キッズサイト PDF版ダウンロード
  - [インターネットトラブル事例集 \(2020年度版\)](#) [総務省]
  - [情報処理推進機構\(IPA\)セキュリティセンター](#)  
【ほぼ15秒アニメ】子ブタと学ぼう! 情報セキュリティ対策のキホン
  - [情報モラル実践事例集](#) [文部科学省]
  - [情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉](#) 等 [文部科学省]
  - [情報モラル等指導サポート事業](#) [文部科学省]
  - [情報モラル指導用教材](#) [和歌山大学]
  - [スマホ・リアル・ストーリー](#) [NHK for School]
  - [ネット社会の歩き方](#) [日本教育情報化振興会 JAPET&CEC]
  - [5分で出来る著作権教育](#)  
[公益社団法人著作権情報センター(CRIC)/一般社団法人日本教育情報化振興会(JAPET)]
  - [やってみよう 情報モラル教育](#) [情報モラル教育指導手法等検討委員会]

道教委「ICT活用ポータルサイト」に、情報セキュリティ・情報モラルに関するリンク集がありますので御活用ください。

北海道教育庁「ICT活用ポータルサイト」  
<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/>



## 5 情報モラル教育の充実に向けた参考資料



HOME > 教育庁 > ICT教育推進局 ICT教育推進課 > ICT活用ミニハンドブック

### ICT活用ミニハンドブック

#### ICT活用ミニハンドブック

「ICT活用ミニハンドブック」について

- ・このミニハンドブックの内容は、アプリケーション等を使用する際に最低限必要となる機能に絞って説明するものになっています。（すぐに使ってみたい時に役立つように）
- ・これ以上の機能等について知りたい場合は、書籍やウェブ上の情報を参照してください。
- ・授業におけるICTの活用に関する情報は、ICT活用ポータルサイト内の授業モデル等を参照してください。
- ・アプリケーションのバージョンアップ等に伴い、メニューや機能が変更になる場合があることをご了承ください。

ICT活用ミニハンドブックに「情報モラル教育 編」を掲載していますので、あわせて御活用願います。

ICT活用ミニハンドブック(PDF)	
1	<a href="#">スマートフォンをウェブカメラとして利用 編</a>
2	<a href="#">Googleフォームでアンケート 編</a>
3	<a href="#">Google Meetでウェブ会議 編</a>
4	<a href="#">Google Classroomでクラス準備 編</a>
5	<a href="#">Google Jamboardで思考共有 編</a>
6	<a href="#">Zoomでウェブ会議準備 編</a>
7	<a href="#">Zoomで授業研修準備 編</a>
8	<a href="#">Webexで会議準備 編</a>
9	<a href="#">スマートフォンでGoogle Workspace準備 編</a>
10	<a href="#">Google ColaboratoryでPython 編</a>
11	<a href="#">情報モラル教育 編</a>
12	<a href="#">実物投影機の活用 編</a>
13	<a href="#">Googleスライド 編</a>
14	<a href="#">Google Meetで画面共有 編(1)</a>
15	<a href="#">Google Meetで画面共有 編(2)</a>
16	<a href="#">Google Meetで会議室を複数利用 編</a>
随時追加する予定です	

北海道教育庁「ICT活用ポータルサイト」  
<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/>



# ICT活用「みんなで研修」プログラム

- ▶ ICT活用の基本的なポイントを短時間で
- ▶ 職員会議や校内研修などの機会にみんなで研修
- ▶ 本道における取組を紹介
- ▶ 幅広いテーマの研修資料を追加

アンケートの入力を  
お願いします。

